

**造船業等復興支援事業費補助金に
係る基金設置法人の募集について（公募要領）**

平成 25 年 4 月
復興庁
国土交通省

復興庁及び国土交通省では、造船業等復興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に係る基金設置法人の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、基金設置法人として選定された場合には、別に定める「造船業等復興支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「造船業等復興支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

また、この公募は、政府が国会に提出した平成 25 年度予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、実際の事業実施には当該予算案の可決・成立が前提となります。

従って、平成 25 年度予算の成立前の採択に関しては、採択予定者の決定であり、正式な採択は平成 25 年度予算成立後となります。

公募要領目次

I. 造船業等復興支援事業費補助金について

1. 補助金の目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 採択基準について
4. 基金設置法人の選定について
5. 応募の方法について

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

造船業等復興支援事業費補助金に係る基金設置法人の募集について

1. 補助金の目的

本補助金は、国土交通省の造船業等復興支援事業費補助金を実施するため、造船業等復興支援基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、被災した造船事業者等が行う被災地域における造船所の施設等の整備に対し、造船業等復興支援事業としてその経費の一部を補助することにより、被災地域における造船所の復興と経営基盤の強化の両立を図り、ひいては被災地域の復興に資することを目的とします。

2. 補助対象となる事業等について

（1） 対象となる事業及び対象事業者について

実施要領に定める事業を実施するための基金を造成する事業（以下「補助対象事業」という。）を交付の対象とし、当該事業を行う補助事業者（以下「基金設置法人」という。）については、非営利型法人（法人税法第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）のうちから、1法人を選定します。

※ 応募段階では、非営利型でない一般社団法人・一般財団法人その他の営利法人も応募することが可能ですが、補助金の交付決定までには非営利型法人その他の非営利法人であって、この補助金に対し法人税が課されない法人に移行していただくこと（その具体的な見通しを示すこと）が必要です。

（2） 補助金の交付額について

本補助金の交付額は、平成25年度予算により定められる定額とします（平成25年度予算（政府原案）に計上されている本補助金の額は、約160億円です。）

（3） 基金の管理方法

基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとします。実際の基金管理を行うに当たっては、基金の管理方法に関する具体的な内容について、事前に国土交通大臣の了解を得ていただきます。

（4） 基金の運用方法

① 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合については、事前に国土交通大臣の了解を得ていただきます。

- ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

- ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

（５）基金の使途

- ① 基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、以下の使途に充てるものとします。
 - ・実施要領第４に定めるところにより、国土交通大臣が別に定める者が事務局となつて行われる被災造船業等集約化促進事業（以下「補助事業」という。）の実施及びその実施に必要な事務に要する経費
 - ・基金設置法人における、補助事業の管理及び基金の管理運営に要する経費
- ② 基金から事務局への支払いに当たっては、事前に支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、国土交通大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとします。

（６）補助事業による新規申請の受付を終了する時期

補助事業による新規申請の受付を行う期間は、平成２７年３月３１日までとします。

（７）基金の残額の扱い

基金設置法人は、補助事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、別に定める手続に従い、これを国土交通大臣に納付するものとします。

（８）基金管理の終了

基金設置法人が基金管理を行う期間は実施要領第４の７による精算に係る業務が終了するまでとします。

（９）基金の経理

基金に係る経理については、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければなりません。

（１０）補助事業の適正かつ円滑な実施の確保

- ① 基金設置法人は、補助金により造成された基金を用いて、補助事業の実施を、国土交通大臣が定める事務局に委託することができます。ただし、事務局が基金設置法人と同一の法人である場合は、委託を要しません。

※事務局は、本公募とは別に、事務局の公募を行うことにより決定します。

- ② 基金設置法人は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下の措置を講じるものとします。

１．被災造船業等集約化促進事業の実施状況の把握と国への報告

ア．基金設置法人は、補助事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するとともに、それに係る情報を適時適切に国土交通大臣に報告するものとし

ます。

イ．基金設置法人は、実施要領別表２の補助対象事業が完了した後の当該事業に係る雇用維持状況等についての報告を受けるほか、国土交通大臣の求めに応じて報告するものとします。

２．事務局への委託を行う場合における事務局の指導

基金設置法人は、補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、国土交通大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、必要な改善を図るものとします。

（１１）その他

以上（１）～（１０）に掲げた事項を含め、別に定める交付要綱及び実施要領において、補助対象事業及び基金を活用して行う事業について詳細に定められますので、必ず参照して下さい。

３．採択基準について

事業の採択は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

（１）基金の管理・運用

- 基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものであるか。
- 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。
- 基金からの支払いを適切に管理できるか。

（２）補助事業の適正かつ円滑な実施の確保

- 補助事業の適正かつ円滑な実施のための措置を適切に行えるか。
- 補助事業をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫の提案。

（３）体制整備と事務費用

- （１）（２）の事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるか。
- （１）（２）の事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。

（４）法人自体について

- 法人の信頼性。
- 造船所の復興及び経営基盤の強化の両立という本事業の目的との関連性。
- 補助対象事業を通じ公益を達成しようとするということについて、国民の疑惑を招くことなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。

（５）その他

○行政支出総点検会議の指摘事項（平成 20 年 12 月 1 日）における公益法人への支出に関する指摘を踏まえたものであること。

4. 基金設置法人の選定について

（１）一般公募を行い、選定します。

（２）応募者より提出された応募書類をもとに有識者から成る評価委員会が造船業等復興支援基金管理業務の応募書類審査の手順について（別添 1）及び造船業等復興支援基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表（別添 2）に基づき、厳正に審査を行い、基金設置法人を選定し、補助金の交付を内示します。

5. 応募の方法について

（１）応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した CD、DVD 又は USB メモリーを、公募期間内に持参又は郵送により、国土交通省に提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「造船業等復興支援事業費補助金応募書類」と赤字で明記してください。

（２）公募期間

平成 25 年 4 月 19 日（金）から平成 25 年 5 月 9 日（木）17 時必着

（３）応募に必要な書類及び提出部数

① 公募申請書【様式 1】

（法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去 3 年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）を添付してください。）

② 事業実施計画書【様式 2】

③ 事務費用内訳【様式 3】

（基金及び補助事業の管理に要する事務費用の見込みを記載してください。）

①～③の書類を国土交通省に対し 6 部（正本一部、副本 5 部）ずつ提出していただくとともに、これを保存した CD、DVD 又は USB メモリーを同封（1 部）してください。ただし、添付書類については、書類（紙）のみの提出でも結構です。

（４）提出先

復興庁予算・会計班

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階

(5) 提出方法及び提出に当たっての注意事項

- ① 持参又は郵送してください。
- ② 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで（12 時～13 時は除く）とします。
- ③ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。（提出期限必着のこと。）
- ④ 提出された応募書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。
- ⑤ 応募資格を満たさない者が提出した応募書類等は、無効とします。
- ⑥ 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とします。
- ⑦ 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑧ 提出された応募書類等は、審査以外の目的に提出者に無断で使用しません。審査の結果、基金設置法人として選定された者が提出した応募書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

(6) 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階
復興庁予算・会計班
TEL：03-5545-7417（直通）
FAX：03-3224-9081
E-Mail：yosan.fukko@cas.go.jp

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省海事局船舶産業課
TEL：03-5253-8111（内線 4 3 6 3 8）
03-5253-8634（直通）
FAX：03-5253-1644
E-Mail：g_MRB_SPS@mlit.go.jp

○受付方法

電子メール、FAX（A4、様式自由）又は電話にて受け付けます。（来訪等による問合せには対応しません。）

○受付期間

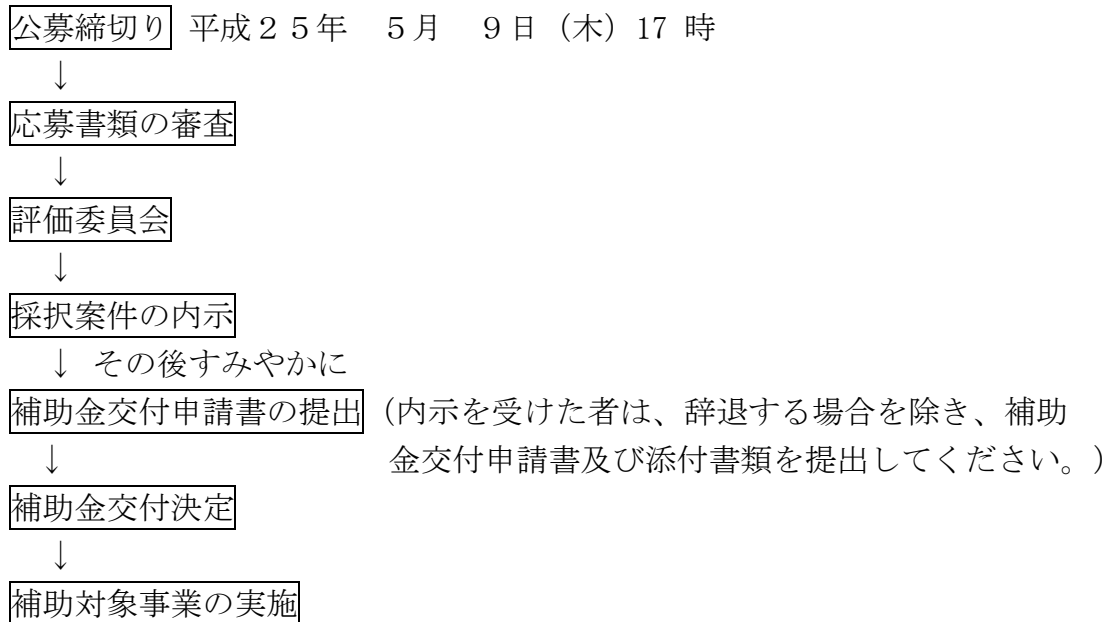
成 2 5 年 4 月 1 9 日（金）から平成 2 5 年 5 月 9 日（木）までの平日の 10 時

から 17 時まで

(7) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、評価委員会を開催します。



留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

（1）交付申請

公募により選定された基金設置法人には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。

（2）交付決定

国土交通省は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

（3）事業の開始

基金設置法人は本補助金の交付決定を受けた後に、事業開始することが可能となります。

基金設置法人と事務局が異なる法人である場合において、基金設置法人が補助目的を達成するため締結する委託契約については、契約日は交付決定日以降となりますので注意してください。

3. 補助金の経理等について

（1）補助金の経理等について

補助対象事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

（2）実績報告

補助対象事業が完了した場合は、事業終了後 30 日以内あるいは翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに国土交通省宛て提出していただきます。

（3）その他

上記の他、必要な事項は交付要綱・実施要領に定めますので、これを参照してください。

造船業等復興支援基金管理業務の応募書類審査の手順について

1 評価委員会による審査

造船業等復興支援基金管理業務に係る評価委員会（委員は有識者により構成し、非公開とする。）において、提出された応募書類の内容について審査を行う。

2 企画書等の審査方法

（1）『造船業等復興支援基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表』に基づき、各委員が採点する。

【採点基準】

・ A（良い）	10点
・ B（やや良い）	7点
・ C（普通）	5点
・ D（やや悪い）	3点
・ E（悪い）	0点

（2）（1）の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を基金設置法人とする。
ただし、本公募に係る応募者が1者の場合は、（1）の採点結果の平均点が70点以上の者を基金設置法人とする。

（3）平均点が同点の場合、次の基準で基金設置法人を選定する。

- ① 「A」の数が多い者を基金設置法人とする。
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者を基金設置法人とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を基金設置法人とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を基金設置法人とする。
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

造船業等復興支援基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名 _____

応募者 _____

審査項目	審査基準	配点	評価(A)	係数(B)	A×B
1 基金の管理・運用					
(1)	基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものであるか。	点 10		×1	点
(2)	基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。	点 10		×1	点
(3)	基金からの支払いを適切に管理できるか。	点 10		×1	点
2 造船業等復興支援事業の指導監督					
(1)	造船業等復興支援事業の適正かつ円滑な実施を適切に確保できるか。(事務局への指導監督等)	点 10		×1	点
(2)	造船業等復興支援事業をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫の提案。	点 10		×1	点
3 体制整備と事務費用					
(1)	審査項目1、2の事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるか。	点 10		×1	点
(2)	審査項目1、2の事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。	点 10		×1	点
4 法人自体について					
(1)	法人の信頼性	点 10		×1	点
(2)	造船所の復興及び経営基盤の強化の両立という本事業の目的との関連性	点 10		×1	点
(3)	補助対象事業を通じ公益を達成しようとするについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。	点 10		×1	点
合計		点 100			点

【採点基準】

- A (良い) 10点
 B (やや良い) 7点
 C (普通) 5点
 D (やや悪い) 3点
 E (悪い) 0点